

# 判定士だより KANAGAWA

VOL-13 2006

判定士の皆さんには、大地震発生直後に災害対策本部の要請を受け、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を図るための応急危険度判定活動を行うという大変重要な役割をお願いしています。

目次	◆ 特集1 平成17年度応急危険度判定調査参集訓練・模擬訓練	・・・ 1
	◆ 特集2 被災宅地危険度判定制度について	・・・ 4
	◆ Q & A 講習会での質問等に対する回答	・・・ 5
	◆ 協議会ニュース・県内各地の応急危険度判定訓練	・・・ 8
	◆ インフォメーション・協議会ホームページのご案内	・・・ 10

## 特集1 平成17年度 応急危険度判定調査参集訓練・模擬訓練

神奈川県建築物震後対策推進協議会（以下「協議会」という。）では、毎年、判定士の皆さんと一体となって実践的な訓練を行っています。

本年度は藤沢市善行において、木造家屋2棟が地震により被災したと想定し、平成18年2月7日に伝達訓練、8日に参集・模擬訓練を実施しました。民間判定士51名及び行政職員9名が参加し、真剣な訓練が行われました。また県および市町村職員による判定コーディネーター62名が参加（うち5名が判定活動に参加）し、参集訓練、判定作業、判定結果の取りまとめと報告、判定結果に対する措置等について一連の訓練を行いました。「特集1」では、この訓練の様相を判定の流れに沿って紹介します。

### 伝達訓練

#### ☆判定士の支援要請伝達訓練

藤沢市災害対策訓練本部から神奈川県に防災行政電話を使用して判定士の派遣要請がなされ、県から各自治体に行政間緊急時連絡網により連絡が取られました。各自治体は連絡網を使い地元の判定士に参集場所、時間等を連絡し、派遣判定士の人数等を県に報告しました。

### 参集・模擬訓練

#### ■コーディネーターと共同で訓練

##### ☆集合

参集場所である藤沢市善行市民センターに集合しました。

##### ☆受付

到着後、受付で認定証の提示、氏名の申告、健康状態の確認をし、判定手帳、腕章の携帯を確認しました。

##### ☆判定作業事前説明

コーディネーターの指示で組を編成し、判定作業をビデオで確認した後、判定方法等の説明を受けました。

##### ☆判定備品・資機材の受け取り／判定現場への移動

2人1組になって、判定調査表、判定標識、下げ振り、スケール、画板等の機材を受け取り、徒歩で現場へ。



## ■判定作業

判定作業は、建物周り、地盤、基礎、外壁、建具、屋根の順に行い、応急危険度判定調査表にランク別等を記載した後、総合判定の結果に基づいて調査済（緑）・要注意（黄色）・危険（赤）の標識を貼ります。

今回は、2棟の木造平屋建て住宅（傾斜が著しいものと軽微なものそれぞれ1棟）を判定しました。

※写真は、左が建物①（「危険（赤）」を想定）、右が建物②（「調査済（緑）」を想定）の様子を撮影したものです。

### （1）建物周りと地面を見る 隣接建築物・周辺地盤の破壊等の状況調査



調査のため被災建築物等に近づく前に、必ず安全確認を行います。

隣接する建築物の危険性、がけ等がある場合に敷地が安全であるか、地割れや液状化があるかなどの調査を目視で行います。

模擬訓練では異常なし。



### （2）基礎を見る 不同沈下・ひび割れ・破壊等の状況調査



外周基礎が不同沈下し、ひび割れが生じているか、基礎と土台が遊離し、上部構造を支えられる状態になっていないかなどの調査を目視で行います。



### （3）外壁を見る 構造躯体の不同沈下・1階の傾斜・ひび割れ、亀裂等の状況調査



建築物の1階の傾斜が、1/60以下、1/60～1/20、1/20超のどれに当てはまるかの調査と、外壁材のひび割れ、面外に湾曲しているか、下地材から脱落しているかなどの調査を目視で行います。  
（左の写真のように、被災建築物の傾斜側で作業を行うのは大変危険です！）



### （4）建具を見る 歪み・破損・落下等の状況調査



外周の窓や玄関引き戸などの建具が被害を受け使用できない状態にあるか、ガラスなどが破損しているか、破損するおそれがあるかなどの調査を目視で行います。



### （5）屋根を見る 屋根の不陸、瓦等の屋根葺き材のずれ、破損等の状況調査



かんむり瓦、のし瓦、ひら瓦などの屋根葺き材の不陸、ずれ、破損、落下などの損傷状況の調査を目視で行います。



## ■判定例の参考説明、講評

コーディネーターが作成した応急危険度判定調査表の各項目と総合判定の説明、判定結果に対するコメントが行われ、参加された判定士の皆さんが自分の判定との比較をしました。

## ■終了、解散

約2時間半の模擬訓練が終了。判定士の皆さんお疲れ様でした。



## 判 定結果の集計

### ◆ 判定結果集計表（2月8日 判定士—30組）

建築物名称	建 物 ①			建 物 ②		
想定判定結果	危険（赤）			調査済（緑）		
調査時の着目点	・ 1階の傾斜が1/20超 ・ 基礎、外装材、窓ガラスの被害 ・ 腐食、蟻害による欠損			・ 1階の傾斜が1/60以下 ・ 構造躯体の不同沈下等はなし		
訓練判定結果 (判定標識)	調査済（緑）	要注意（黄）	危険（赤）	調査済（緑）	要注意（黄）	危険（赤）
	0組	0組	30組	6組	23組	1組
判定士が貼付した標識の主なコメント(要約)	・ 外観調査のみ実施。 ・ 傾斜が著しく倒壊の恐れあり。 ・ 瓦、窓ガラス、外壁等の落下の恐れあり。			・ 外観調査のみ実施。 ・ 窓ガラス、外壁一部剥離。 ・ アンテナの落下危険。		

## 訓 練参加者の感想等

- 一見して危険と判定される場合のチェックをどれにするのか迷った。
- 大いに参考になった。1度でも訓練をすれば、したことがないのとは全く違うと思う。
- 地域で定期的に行う必要性を感じた。ワークショップで定期的な発表しあうのも勉強になると思う。
- 実際に震災によって壊れた建物ではないので判断に迷った。
- S造、RC造についても判定訓練が必要だ。
- 訓練を定期的に受けておいた方が実際活動するときにとまどわずに済むのでよいと思う。
- 回答の時間がもっと欲しい。詳しく説明をして欲しい。
- 古い家ほど、地震のためか、経年劣化のためなのか判断に迷うと思った。
- 多くの方が参加し、体験するためにも訓練は頻繁に開催した方がよい。

## 総 評

- 建物①の判定結果は、全ての組が「危険(赤)」でした。また、建物②は「調査済(緑)」を想定していましたが、判定結果は、「要注意(黄)」と判定した組が多くありました。基礎の被害、腐食・蟻害の有無、落下物の調査項目等の判定で見解が分かれたようです。アンケートにおいても、判断に迷った調査項目として、上記の項目や老朽化と被害の判断等があげられています。
- 下げ振りによる傾斜測定で、被災建築物の傾斜側に入って測定している状況が見られました。危険な場所に近づかない等十分に周囲の安全を確認した上で判定作業を行ってください。また、落下、脱落や転倒の恐れのある場合には、状況に応じて1名が監視の役目をつとめるなど、相互に連携をとり、判定作業を行う必要があります。
- 判定標識(判定ステッカー)注記欄のコメントも重要です。「危険(赤)」・「要注意(黄)」・「調査済(緑)」の判定結果に拘らず必ず記載し、二次災害の防止を図ることが必要です。



## ご存じですか？

応急危険度判定士の皆さんは、**被災宅地危険度判定制度**をご存じですか。

この制度は、市町村において災害対策本部が設置されるような大規模の地震又は大雨等のため、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、**被災宅地危険度判定士**の活動により被害の発生状況を迅速かつ的確に把握して危険度判定を行うことによって、二次災害を軽減・防止し、住民の安全確保を図ることを目的としています。

なお、本県の被災宅地危険度判定士は、1,340名です。(平成17年3月31日現在)

## 被災宅地危険度判定士になるには

この被災宅地危険度判定士の要件は、次の資格を有し、協議会が主催する被災宅地危険度判定講習会を修了された方となります。

1. 宅地造成等規制法又は都市計画法に規定する設計資格を有する方
2. 国又は地方公共団体等の土木、建築等の職員で一定期間以上の実務経験を有する方

## 被災宅地危険度判定の活動

被災宅地判定作業は、2～3人が1組になって、調査表等の定められた基準により、客観的に判定します。その際、危険と思われる宅地には立ち入らないで調査することもあります。

また、判定活動の結果については、応急危険度判定活動と同様に、「危険宅地」(赤色)、「要注意宅地」(黄色)、「調査済宅地」(青色)の3種類のうち、該当する標識を貼付します。

「危険宅地」(赤色)は、「この宅地に立ち入ることは危険です。」というものであり、「要注意宅地」(黄色)は、「この宅地に入る場合は十分に注意してください。」「調査済宅地」(青色)は、「この宅地の被災程度は小さいと考えられます。」を意味しています。

この被災宅地危険度判定制度は平成9年度にできましたが、この制度ができる前に発生した「阪神・淡路大震災」において、旧住宅・都市整備公団が宅地被害判定活動を行っています。

なお、最近では平成16年10月23日に発生した「新潟県中越地震」において宅地判定活動を実施しました。神奈川県からは3名の宅地判定士及び1名の判定活動支援要員を派遣し、その結果は次のとおりでした。

(本県の調査判定結果)

\*町村名は、いずれも当時。

調査日	調査区域	調査結果			
		調査済宅地	要注意宅地	危険宅地	計
11/1	堀之内町	12	3	5	20
11/2	守門村	11	5	10	26
11/3	越路町	18	3	8	29
合計(%)		41(55%)	11(15%)	23(30%)	75

(全体の調査判定結果)

調査済宅地	要注意宅地	危険宅地	計
2,315	309	456	3,080
75.2%	10.0%	14.8%	100.0%

## Q&A 講習会での質問等に対する回答

平成17年度応急危険度判定講習会において受講者からいただいたご質問のうち、複数の質問があった項目について回答いたします。また、これまでのご質問やご意見等については、協議会ホームページをご参照ください。

なお、文中の手帳ページは改訂版の応急危険度判定手帳（緑表紙）を使用していますが、手帳は印刷年度により若干ページが異なります。文中（ ）内のページについては、ウラ表紙に透明ポケットが付いている手帳ページです。

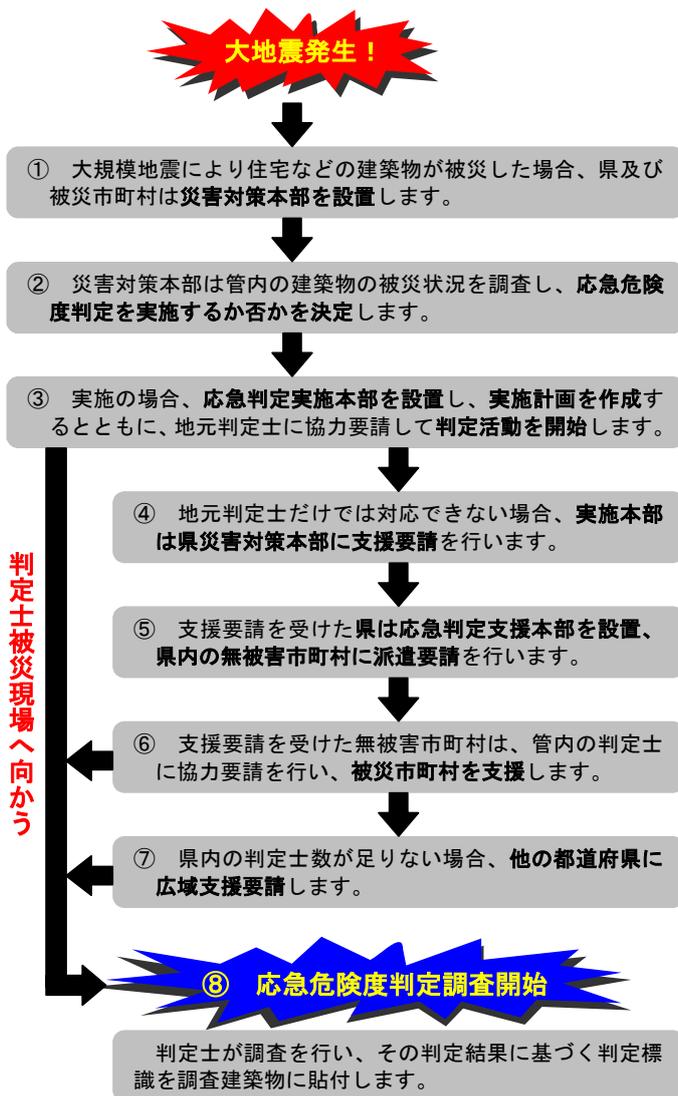


### 制度編（講習会、訓練、補償等）

Q-1 「応急危険度判定」はいつ、誰が、行うのか。

A-1 「応急危険度判定」は地震発生後の1～2日後から余震が繰返し発生する2週間くらいの間に、市町村から依頼を受けた「応急危険度判定士」が行います。判定の流れは、次のとおりです。

◇ 判定の流れ



Q-2 模擬訓練に参加したいが、どのようにしたらよいのか。

A-2 協議会事務局または、市町村担当課に問い合わせてください。担当窓口一覧は手帳P72～74（P90～92）を参照してください。また、協議会のホームページでも模擬訓練の開催予定をお知らせしますのでご覧ください。

Q-3 民間判定士等補償制度とは具体的にどのようなものなのか。

A-3 この制度は、所管市町村の要請に基づき判定活動に従事するため、民間判定士等が自宅等を離れ、判定を行い、自宅等に復帰するまでの間、万一の事故が発生した場合に備えて設けているものです。

Q-4 応急危険度判定手帳をなくした場合はどうすればよいのか。

A-4 (財)神奈川県建築安全協会にご連絡をお願いします。再発行の手続きが必要です。

Q-5 県外に引越した場合はどうすればよいのか。

A-5 転居等により、居住地や勤務地共に神奈川県外となった場合には、転居先の都道府県に登録申請などの事務手続きが必要となりますので、事務局にご連絡をお願いします。なお、県により資格要件が異なることがありますのでご了承ください。

Q-6 用具（リュック、作業着、判定用具、その他）の準備とその内容はどうか。

A-6 協議会では、有事に備え判定資機材の備蓄を行っていますが、数に限りがあります。また、他県では機材等が備蓄されていない場合もありますので、判定手帳のP21（P24）を参考に、持参できるものがあれば用意してください。

**Q-1** 1敷地内に複数棟の建築物がある場合、敷地全体でみるのか、棟別でみるのか。

**A-1** 棟別で判定標識を掲示するのがベストですが、母屋の判定標識のコメント欄に物置に対する注意事項を記入し、周知する方法もあります。

地域性が影響してきますので、判定先の市町村の応急判定実施本部の指示に従ってください。

**Q-2** 調査表1で一見して危険と判定したら、調査2、3はやらなくても良いのか。

**A-2** 調査表1で一見して危険と判定したら、該当欄に記入し総合判定に進み調査を終了してください。

**Q-3** ハウスメーカー（軽量鉄骨造）は、どれでチェックするのか。

**A-3** S造の調査票を使用し、構造形式をプルアップでチェックしてください。

**Q-4** 判定時に危険なものがある場合、それを取り除いて良いのか。

**A-4** 判定士の方の安全が第一ですので、危険箇所には立ち入らず、コメント欄にその状況を記載してください。

**Q-5** 判定調査時に、被災建築物をデジタルカメラ等で撮影し、再度検討するなり多くの情報を蓄積する必要があるのではないのか。

**A-5** 被災地の住民はかなりのショックを受けているので、カメラ等の使用は避け判定調査を優先してください。特別に使用する場合は居住者の承諾を得てください。

**Q-6** 外観目視の調査方法で良いのか。特にS造の柱、梁や部材の損傷状況は内部調査を必要とするのではないのか。

**A-6** 応急危険度判定の調査は、原則として建築物の外部から簡単な計測資機材等を使用し、目視により行います。判定調査は、短時間に多くの建築物を応急的に判定し、その結果を居住者に提供することにあります。

S造など部材の判定が、仕上げ材料やサッシ等で隠れて困難な場合があります。その場合は、仕上げ材等の損傷状況で、地震時に受けた力の大きさがある程度判断ができるのではないかと考えられます。

**Q-7** 調査項目の1、2、3の調査順番を、「1→3→2」としている理由は何か。

**A-7** 事前に落下危険物を調査することで、調査中の判定士の安全を確保するためです。

**Q-8** Aランクの場合、内観調査を行うことが望ましいとの説明であったが、居住者の了解を得て実地する必要があるか。その際、内壁にクラック等があった場合は判定ランクを変えるのか。

**A-8** 居住者の了解を必ず得てください。不在であれば、外観より判断をしてください。その際内壁にクラック等があった場合は判定ランクを変更してください。

**Q-9** 調査2、及び調査3の大きい方で危険度判定をすることになっているが、調査3の看板、機器類でCランクになった場合、その建築物を総合判定で危険とするのは現実的ではないように感じるが、どうか。

**A-9** 応急危険度判定は二次災害を防ぐことを目的としているため、落下危険物が見られる場合、建築物に損傷がなくても危険と判定してください。同時に、その状況をコメント欄に記載し、落下危険物に近づかないよう周知をお願いします。

**Q-10** 『罹<sup>り</sup>災証明』との違いを聞かれた場合、どのように答えたらよいのか。

**A-10** 「応急危険度判定は、あくまで二次災害を防ぐことを目的としており、『罹<sup>り</sup>災証明』とはまったく関係ありません。」と回答してください。

**Q-11** 判定結果の責任は本部が負うとあるが、判定のジャッジに迷うようなケースはどうすれば良いか。

**A-11** 判定の際のポイントは、お配りした「応急危険度判定手帳」に記載してありますので、判定活動中は常時携帯し、迷うようなケースがあれば参考にしてください。また、判定活動は2人1組になって行いますので、両名でご相談の上判定していただければ判定内容が平準化すると思われます。なお、協議会では実際の建築物を利用した模擬訓練を毎年実施していますので、経験を積むためにもご参加ください。

**Q-12** 建物所有者等が判定活動や判定結果を知るのは遅くなりがちだが、どのような対応策を考えているのか。

**A-12** 建物所有者等が避難所などに避難して不在の場合も多いと思います。そのような場合は、判定調査表のコメント欄と判定標識の注記欄を活用し、状況等がうまく伝わるようにしてください。

**Q-13** 判定標識の「調査済」は「安全」としたほうが居住者等にわかりやすいのではないか。

**A-13** 調査項目の全てがAランクでも、一度被災している建築物である以上「安全」とまでは断言できません。そのため、判定結果が「調査済」でも、判定標識の注記欄に「外観目視上支障がない状態であること」、「使用にあたっては十分注意すること」、「何かあるようであれば専門の建築士等に相談してもらいたいこと」等を記入するよう心掛けてください。

**Q-14** 木造判定調査表の2⑤「壁の被害」と、3の③、④「外装材」は内容が同じではないか。

**A-14** 木造調査表の2⑤は、軸組壁の構造的な見地での損傷状況判定を、3③、④は外装材の落下物としての危険性を判定するために、設問として設けているものです。

**Q-15** アスベストが社会問題となっているが、判定活動時の対応はどうすべきか。

**A-15** 昭和63年に吹付けアスベストの粉じん飛散防止対策が謳われてから20年近く経過する中で、飛散性アスベストの対策は進んでいると思われませんが、非飛散性アスベスト製品が使われた建物はまだかなりの数があると推測されます。破損していない限り飛散性は少ないようですが、判定活動中に疑わしい製品を認めた場合は、判定標識の注記欄に記入して近づかないよう周知すると共に、封じ込め作業を実施すべきか検討するためにも判定実施本部に注意が必要である旨を連絡してください。

また、マスク類は備蓄していませんので、防塵のためにも持参されるようお願いいたします。

**Q-16** 参集連絡は電気や電話が不通の場合、どのような方法で伝達されるのか。

**A-16** 皆様の居住地に被害がない状況で、被災市町村への支援で出動要請が入る場合などは、電話による参集要請が可能であると考えています。しかしながら、被災地となれば電気や電話が不通になることが想定されますので、その場合は、行政無線や地域FMラジオによる呼びかけ、避難所や行政掲示板への掲示等、でき得る限りの手段で連絡を図りたいと思っています。また、協議会では連絡方法の多様化を図るため、Eメールアドレスの登録も行っていますので、ご協力をお願いいたします。

**Q-17** 判定活動はW、S、RC造でどの程度の割合になるのか。

**A-17** 新潟県中越地震での判定活動は、一戸建ての住宅が主体であったため木造が90%、鉄骨造が8%、RC造が2%というような割合でした。判定結果は「調査済」が55%、「要注意」が30%、「危険」が15%でした。

**Q-18** 判定結果はどのように扱われるのか。また、その効果はどうか。

**A-18** 判定結果は実施本部でまとめられ、支援策や仮設住宅等を検討する際のバックデータとなります。また、震後すぐに応急危険度判定を行うことで、被災後もご自宅で過ごしたいと思っている方々にとって「調査済」と判定されることは大きな安心につながります。さらに、「要注意」や「危険」と判定された建物は、後日、専門の建築士等により被災度区分判定を実施する際の指標となります。

**Q-19** 木造家屋の特性を構造(軸組、2×4、パル)別に把握したいが参考になるものはないか。

**A-19** 木造の判定調査表では構造種別を考慮して項目を設定していません。構造種別による具体的な特性等については、(財)日本住宅・木材技術センターなどから各種解説書が出版されていますので、参考にしてください。

**Q-20** 被災宅地危険度判定士との協働に関してはどうなっているのか。

**A-20** 両方の判定士が協働して活動できればよいのですが、現状は被災宅地危険度判定士の数が少ないため、急傾斜地等の特に判定要請が高い地区に派遣が限定されるような状況です。応急危険度判定でも「周辺地盤等の状況」や「一見して危険」といった判断項目がありますので、それらを活用していただければと思います。

**Q-21** 判定調査表の「建築物概要」の「3.建築物用途」において、「2.長屋住宅」と「3.共同住宅」の区別はどう判断したら良いのか。

**A-21** 複数の住戸を有する建築物において、廊下や階段など共用する部分があれば「共同住宅」、共用部分がなければ「長屋住宅」と判断してください。

(注) 応急危険度判定手帳のウラ表紙に、透明ポケットが付いていない手帳をお持ちの判定士の方には、変更届や認定辞退届用紙が添付されていません。各届出用紙が必要な場合は、(財)神奈川県建築安全協会(TEL 045-212-3599、FAX 045-201-2281)までご連絡ください。

## 県内各地の応急危険度判定訓練

ここでは、協議会が開催した応急危険度判定訓練のほかに、平成17年度に県内各市町村が独自に開催した応急危険度判定訓練について紹介します。

### ■ 相模原市総合防災訓練

実施日：平成17年9月4日（日）

場所：相模原市弥栄3丁目 淵野辺公園

訓練内容：民間の応急危険度判定士30名が参集し、受付、判定備品・資機材の引渡し後、被災建築物を想定した仮設棟の建築パネルを判定調査しました。また、訓練に際し市職員判定士はコーディネーターとして活動し、民間判定士の受付や、判定チーム編成、判定備品・資機材の貸し出し等を行いました。



### ■ 横浜市総合防災訓練

実施日：平成17年9月1日（木）

場所：横浜動物園ズーラシア駐車場

訓練内容：コーディネーターである市職員4名の指導のもと、民間の応急危険度判定士6名により被災建築物（仮設棟）の判定を実施し、市民へのデモンストレーションを行いました。また、情報コーナーを設けて応急危険度判定業務のPRを行いました。



### ■ 厚木市防災訓練

実施日：平成17年9月4日（日）

場所：ぼうさいの丘公園及び避難所

訓練内容：市職員応急危険度判定士が市内避難所の開設訓練に参加し、避難所、災害対策本部及び公共施設の判定を行いました。



## ■ 海老名市応急危険度判定士参集・模擬訓練

実施日：平成17年10月2日（日）

場 所：海老名市国分尼寺B住宅

訓練内容：解体撤去予定の市営木造住宅を被災建物と仮定し、民間判定士28名と行政判定士7名で判定調査を行いました。小学校を実施本部及び参集場所とし、判定備品・資機材を引渡し後、案内図及び街区マップを参考に現地へ赴きました。1組当たりの平均判定時間は15分でした。



## □ コーディネーター・シナリオ演習の実施

大規模地震発生時に設置される神奈川県及び被災市町村の災害対策本部では、被害状況等を早急に把握し、様々な応急対策を迅速かつ的確に実施していく責務があります。

その応急対策の一つとして、「応急危険度判定活動」がありますが、その際に多くの判定士の方の受け入れや判定活動が円滑かつ効果的に行えるよう行政職員が「コーディネーター」として判定士の方のサポート役を務めます。

協議会では、この「コーディネーター」の役割を体系的に習得するため、毎年、県及び市町村職員を対象に、大規模地震を想定したシナリオによる図上演習を行い、判定活動実施の際の初動体制等の確立や充実強化を図っています。

今年度は、昨年に引き続き、県内を3地域に分割するとともに、想定地震の対象地をそれぞれ変えて開催し、より現実的な取り組みを行いました。



- ① 平成17年11月18日（金）：県小田原合同庁舎  
（小田原市を被害想定とし、県西部地域を対象 50名参加）
- ② 平成18年 2月14日（火）：神奈川県庁  
（横浜市金沢区を被害想定とし、県東部地域を対象 42名参加）
- ③ 平成18年 3月 3日（金）：相模原市南消防署  
（相模原市を被害想定とし、県央・県北地域を対象 39名参加）

## □ 応急危険度判定講習会の実施

協議会では毎年、判定士の方を対象とした講習会を県内各地で開催しています。本年度も「新規登録者向け」として5回、「更新者向け」として2回の計7回開催し、新規受講者546名、更新等再受講者651名、合計1,197名の方が受講しました。

平成18年度も同様に計7回の講習会の開催を予定しています。

日程等は協議会ホームページ等でご案内します。ぜひご参加ください。

## □ 更 新手続きについてのお知らせ

判定士の認定の有効期間は5年ですが、平成12年から認定を辞退される方以外は「自動更新」となりましたので、更新手続きは不要です。

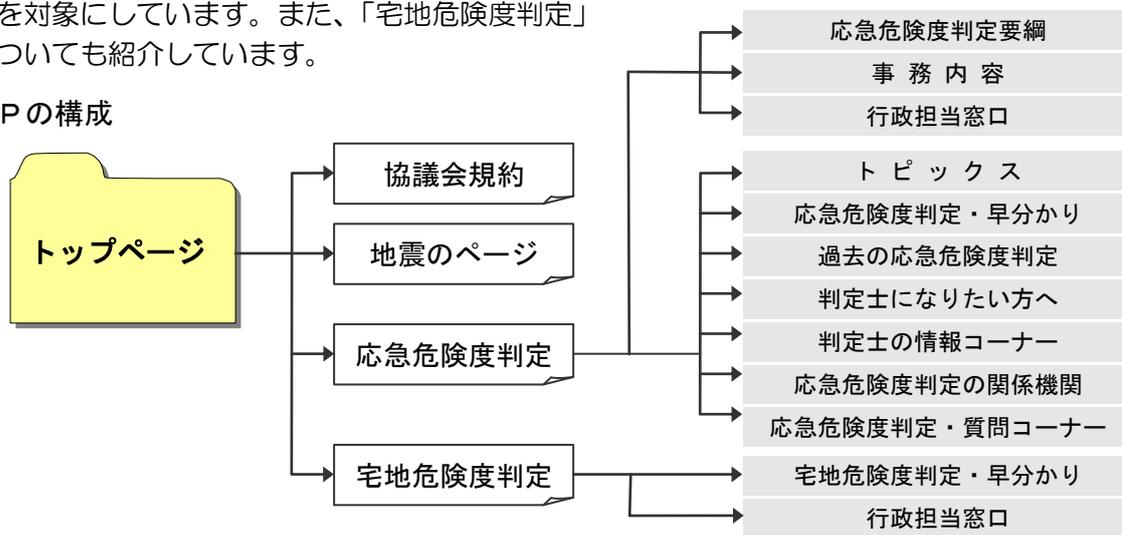
認定の有効期限が到来した判定士の方には、新しい認定証をご自宅にお送りしています。

このため、住所の変更などがある場合は必ず、判定士の登録や更新に関する窓口である(財)神奈川県建築安全協会（TEL 045-212-3599）にご連絡をお願いします。なお、様式等は協議会のホームページからダウンロードできます。

協議会ホームページのご案内

協議会では、判定制度や活動状況等に関する情報の公開と判定士の方とのコミュニケーションを目的にホームページ（HP）を開設しています。このHPは、「一般」・「判定士になりたい人」・「判定士」の方々を対象にしています。また、「宅地危険度判定」制度についても紹介しています。

■HPの構成



E メールアドレス登録のお願い

協議会では、判定士の方にEメールアドレスの登録をお願いしています。判定士の方に直接情報提供を行っていくとともに、災害時の協力要請の一つの手段として活用していく予定です。登録の方法については、HPをご覧ください。

居 住地・勤務地等に変更が生じた場合のお願い

ご存知のように、神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱第3条（認定等）の規定には、神奈川県内在住または在勤という条件があり、判定士の皆さんは県知事の認定を受けて神奈川県に登録されています。居住地・勤務地等に変更が生じた場合には次のとおりお願いします。

- 転居等された場合、変更届の提出をお忘れなく！  
居住地や勤務地等に変更が生じた場合には、緊急時の電話等による連絡に支障をきたしますし、この「判定士だより」もお手元に届かなくなることにもなりますので、「変更届」の提出をお願いします。
- 県外へ転居等された場合、事務局にご一報を！  
転居等により、居住地や勤務地共に神奈川県外となった場合には、転居先の都道府県に登録申請などの事務手続きが必要となりますので、事務局にご連絡をお願いします。なお、県により資格要件が異なることがありますのでご了承ください。

判定士だより VOL-13 2006

- ◆発行日：平成18年 3月20日
- ◆発行：  
神奈川県建築物震後対策推進協議会  
（事務局）神奈川県県土整備部建築指導課  
〒231-8588 横浜市中区日本大通1  
TEL 045-210-1111（内線6257, 6258）
- ◆作成・編集：  
神奈川県建築物震後対策推進協議会  
応急危険度判定部会 広報分科会  
財団法人 神奈川県建築安全協会  
TEL 045-212-3599

編集後記

昨年は、3月の福岡県西方沖地震によるビルの窓ガラス落下事故、6月の東京都中央区のオフィスビル外壁タイル落下事故につづき、アスベスト問題や大空間を有する建築物の天井落下事故が発生しました。そして、11月には構造計算偽装問題が発覚し、大変な社会問題を引き起こすなど、建築に携わる人間にとって、住民の安全の確保と不安の解消に対して如何に対処すべきかが問われた年でありました。

応急危険度判定の活動は、建築士等が知識、職能等の専門技術を活かして社会に貢献するものです。また、平成17年度末には約11,000人の判定士登録が予定されています。

社会の信頼を得るためにも、震後対策推進協議会の活動を効果的に進める必要があります。今後とも皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

（広報分科会主査市：横須賀市）